

# 西日本入会林野研究会 会 報

(第13号)

---

## 『入会林野利用の今後の方向』

(第13回シンポジウム)

### <特別講演>

入会林野整備をめぐる情勢 ..... 芳田 誠一 (1)

### <報告要旨>

#### 入会林野整備の効果と課題

一 福岡県行橋農林事務所管内における

入会林野整備を事例として - ..... 鵜 敏信 (3)

#### 小規模入会林野の整備について

一 昭和60年度入会現況調査から - ..... 神 菊 憲一 (8)

入会権者の権利調整と土地利用問題 ..... 八 尋 宣子 (11)

村有林野(旧採草地)の有効利用について ..... 昭 山 匡 敦 (17)

### <シンポジウム>

I 入会整備前の諸問題について ..... (20)

II 入会整備後の諸問題について ..... (26)

### <大会記事・総会報告>

---

1988・6

西日本入会林野研究会

## 西日本入会林野研究会規約

第一条（名 称） 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目 的） 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事 業） 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会 員） 本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所） 本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

第六条（役 員） 本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総 会） 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会 費） 会員は年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度） 本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

〔特別講演〕

## 入会林野整備をめぐる情勢

林野庁森林組合課長 芳 田 誠 一

このほど、森林組合法が改正されたが、生産森林組合の取扱いについては実質的には手がつけられていない。去年で入会林野高度利用促進対策事業が終了し、今年から第3次10か年計画（入会資源総合活用促進対策事業）に入るが、生産森林組合や入会林野に関する根本的な見直し作業が行われるには至っていない。また、今年、森林資源基本計画も改定され、森林の多様な利用が検討され始めているが、それに対応して、入会整備において生産森林組合方式一本槍でよいかという重要な問題がある。さらに、入会整備が必要かどうか、従来の入会のままで経営した方がよい場合もありうるのではないかと十分に見極める必要がある点が多い。入会林野に関する政策は、今までの方向も同時併行的に進めて行かなければならないが、都道府県を通じて行われる補助金交付につき、5%或いは10%カットという状況の下で、さらに予算を効率的に利用するために、各方面の方々のお知恵を拝借しなければならないと考えている。幸いに、森林整備の方針が転換されたこの時にあって、材価が上昇し、活気が出てきたが、これらの要素が相俟って、望ましい方向への推進力となることが期待される。ただし、予算の獲得という点では、厳しい状況が続くとみなければならない。

昭和41年に入会林野近代化法が制定された。42年から第1期として都道府県を中心に、整備事業が11か年間行われた。しかし、地元に着した市町村が中心となることが望ましいという

観点から、52年より、市町村による指導に転換された。その実績は、全国で、件数で42%、面積で40%、自主的に整備を行ったものを含めると56%にのぼる。もともと、56年頃から（61年は別として）その実績が低迷している。しかし、最近のように材価上昇という傾向が出て、将来に希望がもてるようになると、またその伸びが期待できるかもしれない。未整備の入会林野は、まだ12万ha（東京、神奈川、埼玉の三県の面積に相当）残っており、これらの有効利用が望まれるところである。

近代化法は林野の農林業上の活用を目的とするが、実際の山林経営の中では、観光やレクリエーション的な利用も必要とされ、林野庁の政策においても、いわゆる森林の保健、文化的利用を促進するという方針が出てきている。実際に、都市部に近い山林において、栗林、松茸林など、観光的な利用が行われている例がみられる。もともと入会林は、現在のように、植林して50年後に伐採するという木材生産的な利用ではなく、採草や採薪という利用に供されていたものであり、年ごとに使用収益するというのが基本であった。もちろん、観光開発をすれば、様々な問題が生ずる危険性はあるかもしれないが、それを回避しつつ自然と調和し、これを活用する、比較的短い周期の農林業的利用と観光的利用を組み合わせる形で、今後の入会林野の利用を考えるべきではなかろうか。前述のように、現在は、木材価格の低下に歯止めがかかっており、もちろん、今後はどうなるか速断でき

ないが、今の内需拡大傾向が続けば、木材需要の増加という点から、また、先に述べたような入会林野の有効利用方法の拡大という点から、生産森林組合の経営も好転する可能性がある。

昭和62年から10年間、入会資源の総合活用促進対策事業が計画されている。この事業は、基本的な面では、これまでの政策と異なるところはないが、権利関係が風化している地域もあるので、できることを重点的に取り組むという考え方をもっている。かつ、この事業の狙いは、民間資金を有効に導入し、保健休養・レクリエーション的活用を採り入れるところにある。もちろん、民活という考え方の中には、山林を大資本に売却するという方法もありうるだろう。しかし、その場合であっても、将来にわたっての地域経済に対する継続的な貢献（たとえば売却された土地に設けられる施設での雇用の確保、あるいは農産物や薪炭の供給など）が得られるかどうか、という点を考慮しなければならない。経営状況が芳しくない地域にあっては、各地の優良事例をよく研究し、自らの実情に応じて、

それらの方法を探り入れることが大切だと思われる。

立木が育つのに50年以上かかるのに対して、入会整備事業が始まって20年しか経過していないので、林業一本で経営が成り立っているという地域はあまりないと思われる。おそらく、現時点での優良事例は、短期的に収益をあげることでできる事業をも行っている地域が中心であろう。むろん、材価がよくなってくると、観光産業的利用など考える必要はないという傾向が生ずるかもしれない。しかし、これから先、さらに経済成長が進んでゆけば、モノカルチャー的、長期的な観点からのみの事業だけでは不十分であり、中期、短期的な事業をも組み合わせた、複合経営というものを促進すべきではないかと考えられる。生産森林組合の姿勢も、このような方向に対応するものであることが必要であろう。私たちが、今後、この点を含めて、生産森林組合や入会林野に関する対策について、研究を続けて行かなければならないと考えている。

(昭和62年9月10日)



## 入会林野整備の効果と課題

— 福岡県行橋農林事務所管内における入会林野整備を事例として —

福岡県行橋農林事務所林務課 鷗 敏 信

### 1. はじめに

「入会林野近代化法」が昭和41年7月に施行されてから20年が経過したが、これまでの管内における入会林野の整備状況を通して整備による効果、課題や対策について紹介し、関係者の参考に供したい。

### 2. 管内森林、林業の現況

管内の私有林は、面積28,078ha、蓄積2,875千 $m^3$ であり県全体に対し面積で14%、蓄積で10%となっている。当地域は気象条件が瀬戸内気候に属するため年間降雨量が少なく、土地条件が劣悪なため従来よりヒノキが植栽されてきた。県全体のスギ、ヒノキの割合が6:4であるのに対し当地域は4:6とヒノキが高率となっている。当地域で生産されるヒノキは成長が悪いため年輪幅が緻密であり、心材がピンク色をしている等、柱材として優れた点を有している。そのため近年材価が低迷する中で、「京築ヒノキ」の銘柄で比較的高値で取り引きされている。また、現在、県、市町村、森林組合が中心になって、更に有利に販売するため産地化、銘柄化を図るため優良材生産運動を推進している。

### 3. 管内の入会林野等の現況

管内の入会林野等は福岡県林業白書(S61年度)によるとS41年には県全体の8%にあたる1,812ha存在した。

現在、管内11市町村のうち森林のない1つの町を除く10市町村に部落有として存在している。

昔は主に牛馬の飼料採取のため採草地として利用されていたが、時代の推移により農耕機械の開発による牛馬の激減に伴い採草地としての利用価値がなくなり、除々にではあるが人工林化が進められた。

### 4. 入会林野等整備の状況

管内の入会林野整備は、昭和44年から始まり昭和61年度末で9地区302haが整備されている。一地区当たり平均34ha、入会権者数60人であり、面積で17%完了した事になる。整備後の経営形態は、二つの生産森林組合が設立され残りは全て個人分割である。

表-1 入会林野などの集団数及び面積  
(単位:面積 ha)

区分	総 数		整 備 済		未 整 備	
	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
総数	446	21,496	93	4,590	353	16,906
行橋	55	1,812	9	302	46	1,510

その他三地区が現在整備計画作成中である。整備実績をみると表-2のとおりであるが、まず気が付くのは一部の市町村にかたよっていることである。しかも連続的にである。

管内には、入会林野が存在する市町村が10市町村あるがこのうち豊前市、犀川町、築城町に整備完了の集落があつまっている。

この理由としては、一つの市町村内において、

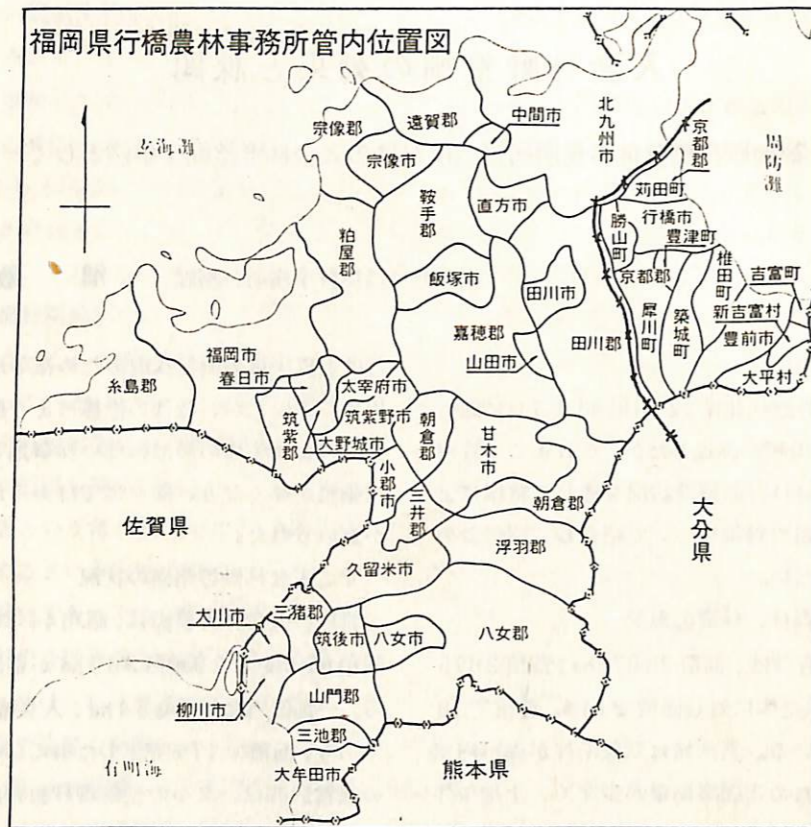


表-2 行橋農林事務所管内の入会林野整備実績

認可年度	市町村名	事業体名	入会権者数 (人)	対象面積 (ha)	経営形態	備 考
44	豊前市	西川内	7	13	個人分割	
45	〃	馬場	40	17	〃	
45	〃	畑	73	12	〃	
45	犀川町	大坂	29	21	〃	
46	〃	木井馬場	36	21	〃	
46	〃	大村	43	33	〃	
52	築城町	寒田	141	144	生産森組	
57	犀川町	大坂	45	16	個人分割	
60	築城町	小山田	130	25	生産森組	
小計			544	302		
(58)	大平村	原井	54	38	生産森組	整備計画作成中
(60)	刈田町	黒添	57	22	〃	〃
(61)	築城町	本庄	159	55	〃	〃
小計			270	115		

( )は基本計画作成年度

表-3 入会林野等整備計画認可実績(福岡県)  
(整備完了分)

年度	入会権者(人)	整備面積(ha)
43	501	133
44	858	226
45	761	473
46	307	186
47	971	256
48	526	162
49	237	311
50	352	759
51	191	20
52	274	258
53	701	92
54	309	170
55	374	424
56	451	257
57	1,043	657
58	332	87
59	87	49
60	130	22
61	105	38
合計	8,510	4,590

ある地区の整備が完了すると隣接する他の地区が入会林野整備の有利性を理解し、また身近なものとして具体的に考えられるようになり連鎖反動的に整備が進んだのである。

例えば、築城町をみると最初昭和52年に寒田地区が入会林野整備にとりかかったがその後すぐに小山田地区が整備にとりかかったのである。そして現在本庄地区が整備計画作成中である。

2つめに整備後の経営形態として個人分割が多いという事である。昭和40年代に整備された入会林野は全て個人分割である。

この理由としては、犀川町、豊前市は民有林面積がそれぞれ6,938ha、5,724haと管内で1、2番目に森林の多い市町村であり、入会権者が

森林に対して熱心だったため、生産森林組合を設立して森林を共有するよりも自分の森林を少しでも多く持ちたかった事や、入会権者数が比較的少なかったため個人分割が容易であった。それと中には昔から入会林野を権利者間で分割して利用していた事等が考えられる。

ところで福岡県の入会林野についてみると、近代化法制定当時446地区、21,496haあったものが法律施行後20年を経た昭和61年度末現在で93地区、4,590haの整備が完了している。

一地区平均49ha、入会権者数92人である。整備後の経営形態は生産森林組合が41組合設立され残りは全て個人分割である。面積で21%完了していることになる。

しかしながら、今日なお353件、約17,000haが未整備のままでありその利用状況は一般に粗放となって農林業経営の改修、農山村の振興、発展に十分寄与しているとは言いがたい状況にある。

整備が困難となっている原因としては、

- ① 過疎化や高齢化が進み整備に関する事務を中心になって進めていく適任者がいなくなった。
- ② 森林、林業をめぐる厳しい環境の中で整備後の森林経営に不安がある。
- ③ 入会集団の世代交替等による入会権等の権利関係が複雑多様化する等整備環境が悪化している。

等が考えられる。この点については当管内においても同じ事がいえる。

#### 5. 入会林野整備の効果

現在までに整備された入会林野のうち、個人分割された地区は7地区あり、農林業の経営規模の拡大、地域の農林業の振興に役立っている

ものもあるが、中には経営基盤として有効に活用されていないものもある。これは、一人当たり平均約0.49haと非常に少ない面積しか増えていないということに原因があると思われる。

また生産森林組合についてみると、昭和53年に設立された寒田生産森林組合は毎年度欠損金を出している状態で林業生産活動は停滞している。

これは、木材の販売収入がないのに保育のための経費がかかることや収入がないのに法人税や固定資産税等の税金が増加傾向にあるため年々組合の運営が厳しくなっているのである。

このため生産森林組合の運営の経費は当初預金を充てていたが、数年前からは組合員一人当たり2,000円を徴収して賄っている。

一方、小山田生産森林組合は昭和61年に設立された。61年度は特別、事業は行わなかったが、62年度に入って県営林を処分しており、今後森林の保育経費を含め組合運営の資金に充てるとすると、造林、保育、伐採と順調に事業を進められるのではないだろうか。

これに伴い、組合員の意識もかなり変わったようである。整備するまでも森林の保育ばかりで収入を得た事がなかったが今回まとまった収入を得る事で、組合員各自が森林に対してかなり関心が高まったのである。

資金ができ、組合員の森林に対する関心が高まるなら、組合の所有する森林は京築ヒノキの産地であるから小山田生産森林組合のスタートとしては好条件が揃ったのではないだろうか。

現役員の中には次期役員は、今後組合の森林を管理していく上で森林の位置や隣接する森林との境を把握しておくため若手に任せてはどうかという意見も出てきている。

この様に小山田生産森林組合は一例にすぎないが、これら2つの生産森林組合所有の森林は

京築ヒノキという優良材の生産基盤であるのだから、資金、それに組合員の森林施業に対する意欲が揃えば、生産森林組合としても確実に運営して行けるのではないだろうか。

先に述べた寒田生産森林組合についても入会林野整備の効果が現われるのは、京築ヒノキが伐期に達する数年後になるのではないだろうか。

幸い築城町内においては、森林総合整備事業、間伐促進総合対策事業、水源の森基金等が導入されているため、これらの補助事業を有効に活用して、優良な京築ヒノキを生産するならば更に良い結果が生まれてくるであろう。

#### 6. 今後の課題と対策

管内の入会林野の整備状況、並びに県内の整備状況をみても近年整備件数、面積とも著しく減少している。

この原因については既に述べたとおりであるが、管内に現在約1,397ha存在する入会林野を今後どのように取り扱うかが重要な課題である。

また現在整備中の入会林野の中には主旨の徹底や内部の合意が不十分なまま取り組んだり、作業を進めていくうちに思ったより権利関係が極端に複雑すぎて作業が停滞してしまっているところもある。

更には、一般に入会林野等の整備には時間と労力と事務手続き等の能力を要するため人材が得られないという事がやはり大きな課題となっている。

一方、入会林野の整備によって設立された生産森林組合の運営にも多くの問題が残っている。

このような状況に対し、今後の対策として整備意欲があり、整備後の土地の高度利用、多面的利用が可能な地区、入会集団に対して重点的に施策を講じ、整備の着実な実施を図る。

#### 7. おわりに

以上管内における入会林野整備の状況を述べ

たが、近年の森林、林業を取りまく環境は厳しく、森林所有者の施業意欲も決して高いものではない。

更に入会林野等の権利関係がますます複雑化する傾向があるが、県、市町村、入会集団が一

体となって林業経営基盤拡充のため、特に管内の京築ヒノキの産地化、銘柄化に少しでも役立つよう入会林野等の整備促進を図ってきたい。

### 生産森林組合の現況

年 度 都道府県	組 合 数		組合員総数	払込済出資金	組合の経営する 森 林 面 積
			人	千円	ha
昭和60	2,949	(3,303)	288,882	28,634,886	346,955
昭和61	3,026	(3,352)	292,897	28,998,960	355,409
北海道	6	(6)	933	35,127	4,111
青森	20	(42)	2,523	171,822	1,969
岩手	86	(86)	12,211	1,075,488	13,642
宮城	24	(28)	5,228	231,673	5,462
秋田	85	(85)	6,419	793,128	11,470
山形	97	(108)	10,082	549,281	11,821
福島	45	(45)	3,841	530,650	6,333
茨城	—	(—)	—	—	—
栃木	1	(2)	47	9,400	159
群馬	58	(61)	7,125	690,432	3,134
千葉県	4	(4)	2,376	5,785	325
東京都	—	(—)	—	—	—
神奈川県	6	(6)	681	3,420	83
新潟	52	(52)	4,317	416,312	3,213
新潟	163	(169)	13,843	1,315,447	47,803
富山	66	(75)	5,514	150,827	11,772
石川	43	(44)	2,444	163,171	5,174
福井	220	(221)	15,132	576,669	28,329
山梨	2	(2)	110	516	13
長野	152	(153)	19,263	2,827,707	21,523
岐阜	105	(105)	15,992	925,474	13,258
静岡	8	(8)	1,751	32,529	569
愛知	—	(—)	—	—	—
三重	46	(50)	13,068	679,771	12,907
滋賀	82	(83)	13,860	2,643,785	13,052
京都	171	(191)	11,567	1,685,626	15,962
大阪	9	(13)	570	55,905	479
兵庫県	328	(360)	25,498	6,634,779	35,074
奈良	24	(24)	1,652	267,129	2,292
和歌山	51	(51)	3,740	370,366	5,382
鳥取	94	(94)	4,770	249,600	5,588
徳島	94	(108)	8,332	525,521	7,350
岡山	38	(38)	2,964	259,198	1,955
広島	115	(115)	12,563	654,745	9,846
山口	22	(22)	1,629	169,267	1,273
徳島	5	(5)	226	11,065	514
香取	12	(12)	1,790	93,691	962
愛媛	83	(116)	8,744	352,908	2,766
高知	63	(168)	2,261	207,564	6,290
福岡	57	(57)	5,968	773,945	2,398
佐賀	125	(165)	7,565	809,839	4,759
長門	107	(107)	8,524	328,441	10,049
熊本	13	(13)	939	73,882	446
大分	127	(128)	12,719	610,298	8,298
宮崎	56	(67)	5,529	447,100	12,644
鹿児島	61	(63)	8,587	589,677	4,960
沖縄	—	(—)	—	—	—

資料：林野庁森林組合課調べ。

注：1) 組合数について探査は調査票提出組合数であり、( ) 書は設立組合数である。

2) 各年度末現在の数値である。

# 小規模入会林野の整備について

—— 昭和60年度入会現況調査から ——

宮崎県林政課 神 菊 憲 一

## 1. 小規模入会林野の現況

本県において、昭和60年度に実施した「入会現況調査」（所有者別森林簿から、5名以上の共有林と「〇〇部落有」、「〇〇共有（地区名）」と記載されているもの及び市町村名義で入会権の確認がされているものを抽出し、別紙調査用紙により直接聞きとり調査を行った結果（表1）によると、本県の森林面積589,993haのうち、2.9%、335集団16,943haが未整備の入会林野であり、そのうち、集団数で34%、115集団、面積で0.4%、691ha、権利者数で17%、3,817人が事業対象外（10ha未満）の小規模入会林野である。

表-1 入会集団の概況

区 分	3~10ha 未満	10ha 以上	計
集 団 数	(343) 115	(657) 220	(1000) 335
面 積 (ha)	(4.1) 691	(95.9) 16,252	(100.0) 16,943
権 利 者 数 (人)	(17.1) 3,817	(82.9) 18,523	(100.0) 22,340
平 均 面 積 (ha)	6.01	7.387	5.058
平均権利者数 (人)	33.2	84.2	66.7
1人当たりの面積 (ha)	0.18	0.88	0.76

資料：アンケート調査による。

注：（ ）は%

また、これらの林野は、面積が小さいからといって、それに比して権利者数も少ないというわけではなく、権利者1人当たりの面積は0.18haと、10ha以上の林野に比べると約1/5に

すぎない。これは、小規模入会林野の整備の困難さ、整備意欲の低さを示している。

次に、各集団の慣習及び林野の利用形態（表-2）を見ると、まず離村失権慣習は、その入会林野が、造林等により財産的な価値を増大させるにつれ崩れていく傾向があるが、小規模入会林野の95.7%においてこの慣習が守られているのは、林野がほとんど利用されておらず放置されていると考えることができる。また、10ha以上の入会林野については、林野の財産的価値を増大させていることもさることながら、57.3%しかこの慣習が守られていないということは、慣習の崩壊もかなり進んでいることを示している。

表-2 入会権の態様

	3~10ha 未満			10ha 以上			計		
離村失権慣習がある	(95.7) 110	(5.73) 129	(72.9) 239	(95.7) 110	(5.73) 129	(72.9) 239	(95.7) 110	(5.73) 129	(72.9) 239
寄合がある	(73.0) 84	(8.09) 182	(79.4) 266	(73.0) 84	(8.09) 182	(79.4) 266	(73.0) 84	(8.09) 182	(79.4) 266
権利の承継がある	(98.2) 113	(95.1) 214	(97.6) 327	(98.2) 113	(95.1) 214	(97.6) 327	(98.2) 113	(95.1) 214	(97.6) 327
利 用 形 態	分割 5.7	契約 -	直轄 94.3	分割 13.2	契約 18.8	直轄 68.0	分割 13.0	契約 18.0	直轄 69.0

資料：アンケート調査による。

注：（ ）内は入会集団総数に対する割合

林野を管理している集団の意志統一機関とでもいべき寄合の存否については、10ha以上の入会林野の80%に比較するとやや低い73%となっている。

林野の利用形態については、94.3%と小規模入会林野のほとんどが直轄・共同利用で占めら

れているのは、共同で造林等を行っているというよりは、むしろ前述のように、ほとんど放置されていると考えるべきであろう。また10ha以上の林野についても同様であり、やはり、入会林野の利用状況は低いといわざるを得ない。

## 2. 小規模入会林野整備の問題点

入会林野整備事業では、従来から、「おおむね10ha以上」の面積を有する入会林野についてのみその事業の対象として整備を行ってきた。また、その基準に満たない10ha未満の入会林野については、できる限りいくつかの入会林野をまとめて10ha以上とし、事業の対象とすることが望ましいとされてきた。これは、事業の対象となれば、国・県・市町村の行政的な指導を行うことができるからである。

しかし、現在までのところ、付近の入会林野をいくつかまとめても10haに満たないほど零細な入会林野、また付近に入会林野があっても整備に対する意欲に乏しい場合等、事業の対象になることが不可能な入会林野についての方策は講じられていない。

したがって、このような小規模入会林野の整備を実施しようとする場合、自力で計画書を作成するか、または、通常の手段によるしかないが、事業対象外であるから県・市町村の指導も受けにくく、補助金の交付もできないので、自力で計画書を作成することはかなり困難である。

近年、国・都道府県・市町村・公社公団等の各種の事業（特に買収・移転登記を必要とする事業）の進捗中で、入会林野の一部がその実施地区に含まれることも多く、そのことが整備の実施の契機となることも決して少なくない。平均的規模の入会林野であれば、それらの面積の占める割合もわずかであり、公共事業ということも考えれば、整備することにさほど問題はなと考えられるが、小規模の入会林野の場合、

それらの面積の全体に占められる割合も飛躍的に大きくなり、入会林野整備の目的にそぐわないと考えられる場合もでてくる。

また、小規模入会林野の整備については、もう一つ整備後の登記名義をどうするかという困難な問題がある。一人当たりの面積が、0.18haしかないから、個人分割による整備は、零細な森林所有者を生み出すばかりである。生産森林組合等の法人設立による整備については、やはり、経営基盤が弱く、また、放置されている森林が多いことを考えると整備後の経営は、かなり困難である。共有名義による整備についても、新しい問題をかかえ込むようなものである。

本県では、現在までに、9地区47.8haの10ha未満の小規模入会林野の整備を行っているが、1地区を除いて、他の地区と併せて事業対象（あるいは、林構として）となっている。しかし、最近、前に述べたとおり、公共的事業の進捗中、このような問い合わせが、集団、市町村、関係各機関からいくつかきている。

## 3. ま と め

小規模入会林野を整備する場合は、法人の設立よりは、むしろ個人分割の方が問題は少ないと考えられるが、その際も、一人当たりの所有面積を考えてみると、例えば、対価の支払または無償で入会権を放棄させて入会権者数を減少させるとか、整備後の登記名義についても、細分化を防ぐため、一度共有名義にしたあと、委任登記等により代表者名義にさせるなど、都道府県・市町村の指導がかなり必要である。

また、公共事業等による買収が予定されている林野についても、その林野の割合が半分程度以下であれば広い意味での「農林業上の利用の増進」に貢献するものと積極的に解して推備を進めるべきであると思う。

現在のところ、入会林野整備については、その補助効果という観点から、10ha以上でなければ事業対象になれないが、小規模入会林野整

備の困難さ、国・県・市町村の指導の必要性を考えると、将来的には、何らかの方策を考えていく必要があると思う。



## 入会権者の権利調整と土地利用問題

九州大学 八尋 宣子

### 1. はじめに ー分析の視角ー

入会林野は周知のとおり自給的な農耕段階から商品経済が浸透する過程で分解が進み、利用方法も変化してきた。また、政策的にも戦前・戦後を通じて一連の政策は入会林野の存在を悪として、その消滅・解体が意図されてきた。しかし、今日でも、「近代化」法が制定されて20年余経過し、その間日本は「経済大国」と呼ばれる程になったにも拘らず、農山村や山村では多かれ少なかれ入会林野が存在する場合が多い。また、「近代化」法は入会権を所有権、地上権、賃借権といった近代的な権利に移行させるために作られたが、整備計画達成もさることながら、「整備」後に生産森林組合となった所でもその内実は「生産森林組合という名の入会地」になったのみという場合も少なくない。

従って、現段階において入会地問題を考えるにあたっては次のような視角が重要であるように思われる。今日の（農）山村を取り巻いている厳しい状況、つまり農林産物の輸入攻勢による過剰、価格低迷と他方での円高不況に伴う雇用不安といった中で、入会地の存在が悪という前提から出発するのではなく、地域経済をレベルアップし定住化の条件を拡大するためには山村の土地ファンドである入会林野の土地利用をどうすべきか、という発想の転換である。そのための「入会権者間の権利調整と土地利用問題」である。

入会林野は社会経済的、歴史的に規定された集落構造（農民層分解の程度、農林業の経営形態、雇用条件等）の差異によって様々な利用形

態が考えられるが、問題となる点を整理すると、①土地利用について、具体的には農業的（耕種・畜産）、林業的（針葉樹・広葉樹）、都市的（観光等）いずれの利用を行うか、②権利者内の階層間の利害対立と調整方向について、③土地管理形態、つまり有効利用するためには「近代化」すべきか否か、「整備」する場合、分割・生産森林組合・農事組合等いずれの形態にすべきか、という3点である。

そこで、本小稿では大分県九重町での集落構造を異にする5集落を事例に入会林野の利用変遷と管理運営状況及び個別入会権者との関わりという点について考察を行う。更に、以上でカバー出来なかった観光的土地利用の事例については阿蘇久住飯田地域を調査して感じた点を若干述べる。

### 2. 大分県九重町事例紹介

#### ① 調査5集落の農林業構造の実態

九重町は広大な入会地（財産区有、記名共有入会地他）を有していたが、昭和44年より「整備」をすすめ、大分県下でもっとも事業の進んだ町である<sup>(1)</sup>。

調査5集落は飯田高原と平場の中間山麓地帯の旧野上村と旧南山田村に位置する。表-1は各々について1985年農林業センサ集落一覧によって農林業の指標を示したものである。A～Eと専業農家率の高い順に並べている。当然、第二種兼業農家率、うち世帯主恒常的勤務率は逆にAよりもEへむかう程高くなっている。また、一戸当たり経営耕地面積がA 195a → E 34aとなり、経営形態では稲作の単一農家率が

表-1. 調査集落の農林業構造

	A	B	C	D	E	九重町全体
旧 村 名	野 上	南 山 田	南 山 田	南 山 田	野 上	
総 世 帯 数	35	82	99	53	15	3658
総 農 家 戸 数	32	67	45	42	15	2029
農 家 率 (%)	91.4	81.7	45.5	79.2	100.0	55.5
専 業 農 家 率 (%)	34.4	32.8	11.1	4.8	0.0	19.8
うち男子生産年齢人口いる (%)	34.4	29.9	11.1	2.4	0.0	15.0
第一種兼業農家率 (%)	40.6	26.9	28.9	21.4	0.0	24.1
第二種兼業農家率 (%)	25.0	40.3	60.0	73.8	100.0	56.1
うち世帯主恒常的勤務	15.6	17.9	24.4	31.0	46.7	26.2
一戸当経営耕地面積(a)	159	98	53	68	34	95
田 割 合 (%)	50.2	46.9	89.2	73.0	89.3	69.0
畑 割 合 (%)	48.6	45.6	6.4	13.7	10.7	27.7
一戸当保有山林面積(a)	7.48	286	476	123	395	195
肉用牛飼養農家率	84.4	25.4	0.0	31.0	0.0	36.2
一戸当飼養頭数	7.2	17.5	0.0	3.8	0.0	6.3
一戸当子取雌牛飼養頭数	4.1	2.3	0.0	2.6	0.0	3.4
椎茸生産農家率	43.8	40.3	53.3	7.1	66.7	27.7
一戸当ほだ木本数(千本)	27.4	24.8	8.7	16.7	2.3	12.7
一 部 門 経 営 農 家 率	12.5	43.3	37.8	33.3	46.7	38.8
二 部 門 経 営 農 家 率	25.0	22.4	44.4	19.0	46.7	27.6
三 部 門 経 営 農 家 率	56.3	16.4	6.7	23.8	0.0	19.0
計	100.0	83.6	88.9	76.2	93.3	86.5
単 一 経 営 農 家 率 (%)	21.9	62.7	57.8	45.2	66.7	50.2
( 稻 作 )	9.4	16.4	37.8	35.7	46.7	36.6
( 野 菜 )	3.1	3.0	0.0	0.0	0.0	1.4
( 果 樹 )	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	1.3
( 畜 産 )	3.1	6.0	0.0	0.0	0.0	2.5
(その他)椎茸等	6.3	35.8	20.0	2.4	20.0	8.4
準 単 一 経 営 農 家 率	34.4	14.9	17.8	26.2	20.0	22.7
( 稻 + 野 菜 )	3.1	0.0	2.2	4.8	0.0	1.2
( 稻 + 畜 産 )	9.4	0.0	0.0	14.3	0.0	7.8
( 稻 + その他 )	0.0	1.5	4.4	2.4	0.0	3.1
( 野 菜 が 主 )	3.1	3.0	0.0	0.0	6.7	1.1
( 畜 産 が 主 )	3.1	1.5	0.0	0.0	0.0	3.2
( その他 が 主 )	15.6	9.0	11.1	4.8	13.3	6.3
複 合 経 営 農 家 率	43.8	6.0	13.3	4.8	6.7	13.7

資料：1985年農林業センサス集落別一覧より作成。

A 9.4%に対して E 46.9%となっている。

それぞれについて特徴点を見ておく。

Aは、3割以上の農林家が男子生産年齢人口がいる専業農家で、米+肉用牛+野菜 or 椎茸という三部門経営農家が56.3%、二部門25.0%、一部門はわずか12.5%と個別経営の複合化が進んでいる。

Bでは、米、肉用牛、椎茸、茶、野菜が作られているが、個別農家の複合経営率は低く、単一経営率で「その他作物が主」というのが35.0%と高くなっている。これはBが町内で最も早く生椎茸栽培を導入した集落であり、椎茸の単一経営農家が多いためである。

Cは、温泉地域内の集落であるため観光業を営んだり、勤務する世帯が多く、農家率が45.5%と低い。農家の経営は米と椎茸が主で畜産は壊滅している。

Dは、5つの中で最も平場に近く、保有山林面積が小さく、椎茸生産農家率も低い。主に米と畜産の農業経営であり、農産物販売農家は8割を割っている。

Eは、国有林が近くにあって早くから営林署への勤務によって兼業化が進み、現在第二種兼業農家率が100%である。

② 入会林野利用の変化と管理運営の方法

表2は関係する入会地についての聞き取り調査の総括表である。「近代化」法によってAは農事組合、B~Dは生産森林組合、Eは個人分割を行っている。

Aは戦後入会地の個人分割を行いつつも尚放牧地(原野)の共同利用地を残している。所有も含め全くの個人分割は昭和30年代初めの植林ブーム期に1ha/1戸と高冷地野菜作導入のための畑拡大用に44年に40a/1戸を分けている。また、利用のみ分割利用している37ha(現在農事組合有)は改良草地22ha、15ha

は20年割替えて50aづつで土地利用の内訳は野菜畑(1.5ha)、飼料作畑(12ha)、クヌギ(1.5ha)である。畜産が盛んなため生産森林組合ではなく農事組合を設立したが、その運営方法は入会地時代とあまり変化していない。無償労働による出役によって共同作業が営まれ、部落組織と人的にも財政的にも一体化し、林業収入は公民館費、水道施設費等に充当されている。以上、Aの事例は入会地的利用を行っていることが、集落の農林業の阻害条件ではなく、寧ろ個別農林家経営を補完する役割を持っている事例だと言える。

Bでは戦後個人分割を行わず、昭和49年にすべてを生産森林組合化している。広葉樹94haは混牧林として畜産利用も行われている。生椎茸生産農家では原木が不足しており、組合のクヌギ入札に大きく依存している。また、設立後はほぼ毎年組合員に配当がなされている。部落機構とは人的・財政的にも別組織として機能しているが、部落費を補助している。土地利用を巡って椎茸農家と畜産農家の利害が異なるが、混牧林利用を行うことで顕在化はしていない。

Cは集落内に2つの生産森林組合を持っている。旧干草採草地は個人分割し、228haの旧放牧地をC1生林(組合員66名)、旧カヤ場65haをC2生森(77名)に再編した。「整備」前から造林が進んでいたが、設立後更に進んでいる。C1生林の運営についてみると、作業には男5.5千円、女4.0千円の日当を支払い、出役者44%で多い人は年に20日間作業を行っており、専門化が進み農閑期の雇用の場として位置付けられる。設立後17年のうち7回配当(6回は従事割)しているが、近年の木材価格(スギ、クヌギとも)の低迷により配当は困難になりつつある。が、毎年収入をあげ賃金(と観念されている)を支払えるのは63haのクヌギ林の販売を毎年



表-2 集落別の入会林野利用の実態

集落名	A	B	C	D	E	
総世帯戸数	35	82	99	53	15	
入会権利者 (組合員数)	農事組合 30	生産森林組合 69	生産森林組合 77	生産森林組合 49	15	
戦後 起点での 入会地だ た所の 現利用状 況	共同利用	68ha (38.9%)	40ha(16.7%) 放牧林での放牧 94ha(39.2%)	0	12ha (9.7%)	0
	団体直轄 利用	27ha (15.1%)	200ha (83.4%)	243ha (56.9%)	67ha (54.3%)	0
	権利者の 一部の利用	0	0	青年団 5ha (1.2%)	一部の共有 15ha(12.1%)	青年団 10ha (7.7%)
	小部落の 分割利用	0	0	45ha (10.5%)	5ha (4.0%)	0
	利用のみ個人 分割利用	37ha (21.1%)	0	0	0	0
	所有も個人 分割	43ha (24.6%)	0	134ha (31.4%)	245ha (19.8%)	120ha (9.23%)
	面積計	175ha (100%)	240ha (100%)	427ha (100%)	1235ha (100%)	130ha (100%)
	(うち組合有)	132ha (75.4%)	240ha (100%)	293ha (68.6%)	52ha (4.2%)	0
	針葉樹	33ha (18.9%)	106ha (44.2%)	212ha (72.4%)	57ha (5.7%)	120ha (9.23%)
	広葉樹	24.5ha (14.0%)	94ha (39.2%)	63ha (21.5%)	24ha (2.4%)	10ha (7.7%)
(うち放牧林)	0	94ha (39.2%)	0	0	0	
原野	68ha (38.9%)	40ha (16.7%)	18ha (6.1%)	18ha (1.8%)	0	
改良草地、 畑	49.5ha (28.3%)	0	0	0	0	
その他	0.5ha (0.3%)	0	0	0	0	
一戸当り 会地面積	S.30年 5.8ha	3.5ha	6.2ha	2.2ha	8.6ha	
	S.61年 4.4ha	3.5ha	4.2ha	1.7ha	0.7ha	
組合 の運営 状況・ 方法	事業収入	?	11/11年	16/17年	2/10年	
	配当	?	10/11	7/17	0/10	
	総会出席率	ほぼ100%	96%	85%	78%	
	作業出役率	90%	86%	44%	61%	
	出不足金	遅刻 7.5千円 0.3千円	7.0千円	なし	女 6.0千円 1.8千円	
	出役者への報酬	酒	1.0千円 (1機械持ち2.0千円)	男 5.5千円 4.0千円 女 4.0千円 9.0千円	酒	
	組合員の義務	4日(火入れ、下刈り) の出役年5万円の出資 (可有地になった山を 買戻すため)	年4~5日の出役(火 入れ、下刈り)	12~20日の作業、強 制力弱い	年2~3日の出役、年 2.4万円の出資(組合 員債、運営費補填のた め)	
脱退時の払戻、 見舞い金	230万	150万	50万	15万		
部落との人的関係	一体化	別	(11の小班から理事1 名づつ)	部落役員=生産森林組 合役員		
財政上の関係	一体化(公民館費、道 路維持費、水道等)	・別 ・年によって公民館費 や共同温泉費用を補助 ・毎年老人かい活動費 20万補助	・別 ・老人会補助5万円	一体化		
備考	-	クヌギの入札は組合員 のみに限定。	・近年収入減のため配 当なし、日当支払のみ になりそう。 ・さらに減小すれば日 当支払も見直すかも。	・一部で補助金の分入 を阻むという話もある が、山林作業出役の みが部落の人と顔を合 わせる機会なので。 ・次植林時に努力確保 無理では。		

注) ① 聞き取り調査(1987.7.9~10)より作成  
② 土地利用別面積のうち、桐木と栗野本村の「所有も個人分割」地はその後の土地利用別面積不詳のため集計には含めていない。

計画的に行っているからである。クヌギの入札は組合員に限定され、椎茸原木確保という点で個別経営と結びついている。そのため、単純に資本・労働関係に純化したとはいえず、組合員内での階層が作業を担い、また入札に参加しているかを検討する必要があるが、「整備」を経た5つの事例の中で最も大きく変化した事例である。

Dは部落単独入会地を昭和53年に個人分割24.5ha、小部落単位に分割5ha、残りの52haが生産森林組合に再編した。土地利用はこれらの部分については全て針葉樹化している。他に原野12haとクヌギ林15haが4部落、5部落入会地(所有名義は九重町)として未整備で残っており、ここでは放牧採草利用されている。D生森は無報酬出役で部落と人的、財政上も一体的な形で運営されている。というか、「整備」後全く収入がない中で部落機構に寄りかかってしか運営は成り立たないのである。4、5部落入会地は現在放草畑を開発し(費用は部落で供出)、権利者内の畜産農家に賃貸(契約利用)する。そして一部にヒュッテを作って観光利用する話が持ち上がっている。

Eは昭和48年に10haを残して120haの個人分割登記を行った。分割後、スギの植林が一斉に進んだ。残した10ha(町有名義)は青年団に管理をまかせ「後継者育成造林」と称してクヌギ造林を行っている。

### 3. 阿蘇久住飯田地域での入会林野の観光開発を巡る諸問題

#### ① 背景と推移

当地域でも山波ハイウェイが開通した昭和39年から本格的に観光開発が展開した。列島改造期と重なった40年代が第一の開発ブームで、現在四全総とリゾート法成立を期に第二のブームになりつつある。東急や西部といった中央の大

手資本による開発がゴルフ場を中心に行われており、入会地がそっくりそのまま売却される例も見られる。

農林業の低迷が続く中で短期にあるいは即座に収入を得るためという地元側の要請と同時に、開発を進める資本にとっては一定の面積が手に入るということで入会林野を対象地にする場合が多い。また、最近の特徴は関係市町村が主に雇用対策ということで誘致するケースが多い(そして更に土地を売った後に計画変更、中止と頓挫される事例も続発)。

#### ② 地元と与える影響について

観光開発が地域農林業に与える影響や雇用面での効果については詳細な調査検討が必要であるが、入会者間の権利問題としては次のような新たな問題が発生している。

突如として地代収入が期待されるわけであるから当然入会林野に対する所有意識が強まり(地盤所有権とは異なるという意味で入会権の第二所有権化と言える)、農家と非農家、有畜農家と無畜農家、椎茸農家と非椎茸農家といった個別経営維持のために入会地利用を行う者と入会地未利用者間の利害対立がシビアになる。具体的な対応としては利用者への対価支払いが増したり、利用者と非利用者間で土地を分割して一方を畜産利用、他方を観光利用するという事例も見られる。

他に観光開発に伴う問題として水が汚染されるという声も聞かれた。

もちろん雇用機会創出といった効果もあるので全面否定する気はないが、土地利用の計画をじっくり立てること、雇用条件等の協議や観光開発によって農林産物の販売機会も創り出せるような努力が必要であろう。

#### 4. 若干の総括

以上の考察により明らかになった点は、第一

に入会林野の利用が活発に行われているか否かは単に針葉樹人工林率によっては計れず関係集落の構造によって求められる利用も様々であることである。第二は集落の農林業基盤が強い集落では入会的利用を存続させながら土地利用を変化させてきていることから、入会林野だからということですべてを「近代化」「整備」する必要はない、という点である。寧ろ生産森林組合にした場合は林業の利用中心になって自由裁量の幅が狭くなってしまおうという弊害もある。第三は、一、二と関連して地方自治体である市町村の役割が重要であることである。当然上からは入会林野に適用できる施策が降りてくるので、それを地域や集落に合わせた利用を行える

ように政策選択や指導などが市町村に求められる。

今回の調査では「整備」の過程などを中心に組合長、部落長の方の聞き取り調査で終わったために権利者内の階層間でいかなる入会地に対して要求を持っているかは分析不十分である。その点、今後の課題としたい。

注) ①九重町の概況および入会整備の経緯については酒井利幸「地域振興と生産森林組合の役割」『西日本入会林野研究会会報10』1985を参照のこと。

後記) 調査にあたっては、九重町役場農林課及び地元の皆さんに大変御世話になりました。記して謝意申し上げます。

### 入会林野等整備の実施状況

年度	市町村数	認可件数	入会者数	整備により権利を取得した者の数	整備面積	整備前の状況(面積)						
						利用形態				利用目的		
						共同	直轄	分轄	契約	林業	農業(畜産を含む)	その他
累計	3,494	5,586	370,070	365,333	503,375	149,123	189,782	143,587	20,883	484,495	17,160	1,720
昭和51	239	371	24,378	24,050	30,039	8,623	13,595	5,895	1,926	39,250	769	20
52	239	299	19,560	19,386	32,412	7,080	14,247	9,873	1,212	21,320	1,057	35
53	156	243	15,190	15,130	21,793	5,312	9,261	6,245	975	21,281	488	24
54	151	220	13,933	13,718	20,619	6,269	6,670	6,837	843	20,300	213	106
55	169	244	14,819	14,547	20,622	5,272	6,914	7,688	748	19,983	465	174
56	155	215	13,738	13,695	15,515	5,340	4,874	5,016	285	14,551	852	112
57	197	285	18,605	18,366	22,200	8,414	8,327	4,861	598	11,867	229	102
58	156	211	11,721	11,607	12,495	4,116	3,776	4,204	396	11,727	382	386
59	122	183	9,715	9,427	12,289	3,358	3,358	6,103	470	12,543	678	68
60	116	152	10,234	10,170	13,902	2,879	3,159	4,186	678	10,485	345	72
61	133	169	8,961	8,883	13,140	4,151	3,950	4,702	337	12,834	249	57

年度	整備後の状況(面積)							
	経営形態				利用目的			
	生産森林組合	農業生産法人	その他の協業	計	個人	林業	農業(畜産を含む)	その他
累計	278,057	5,082	25,147	308,286	195,089	493,844	8,598	933
昭和51	20,448	557	1,068	22,073	7,966	29,611	382	46
52	17,510	1,152	1,224	19,886	12,526	31,344	1,032	36
53	11,426	49	2,172	13,647	8,146	21,291	463	39
54	10,361	316	680	11,357	9,262	20,374	139	106
55	10,641	80	900	11,621	9,001	20,103	476	43
56	7,498	234	1,163	8,895	6,620	14,943	517	35
57	12,704	90	1,945	14,739	7,461	21,878	203	119
58	5,654	346	948	6,948	5,547	11,974	421	100
59	3,592	119	997	4,708	8,581	12,668	572	49
60	4,564	42	688	5,294	5,608	10,412	419	71
61	5,653	79	986	6,718	6,422	12,839	248	53

資料：林野庁森林組合課調べ。

## 村有林野(旧採草地)の有効利用について

山口県農林部治山課 昭山匡敦

より、採草区域は逐次営林地に編入されて減少し、現在の規模となる。

3. 村条例による採草地使用規定の概要

(1) 飼・肥料用の採草に限り認める。  
(2) 村現住の構戸者で、耕作又は牛馬を飼育するものに限る(村長の許可)。

また、他人への権利譲渡は認めない。

(3) 使用者毎に区域、面積、使用期間(3~10年以内)、使用料(3段階)を定める。

(4) 目的外使用や使用料滞納、管理義務を怠って荒廃させた場合等は、使用停止その他の罰則を適用する。

4. 現況

(1) 約20年程前から殆んど採草は行われなくなり、ごく一部において必要に応じて採草する場合も、使用料は徴収しなくなった。

(2) 旧採草地の一部には、「かげ切り地」や、植林、栗の植栽等の個人的利用(貸付)が見られるが、極めて少なく、大部分はマツ、ザツ等が自生し、採草地としての形態・機能は失われている。

(3) 近年、一部集落においては、旧利用者等と話し合いのうえ、分収造林を実施して活用を図っている事例はある。

ただし、大部分は旧利用者側からの要望によるものであり、村当局主導によるものは少ない。

5. 村として検討している活用方向

(1) 有償による払い下げ。(旧利用者対象)  
(2) 旧利用者を主体とする分収造林契約。  
(3) 採草利用の放棄同意を働きかけて、直営林地に編入する。(旧慣の廃止)

1. はじめに

本県S村においては、約4,300ヘクタールの村有林野(S村全林野面積の約35%)のうち、約660ヘクタールが旧来の慣行による採草地であったが、現在では大部分が使用されないまま放置されている。

村当局も、この旧採草地の有効利用について検討を進めているが、早急に解決を図る事は困難であり、慎重に対処せざるを得ない状況である。

そこで、当該土地の沿革、概要と、活用方法の検討を進める中で生じた若干の疑問点等を紹介してみたい。

2. 当該土地の沿革

(1) 明治35年、国有林野の下戻により、村有林野となる。

下戻にあたり、下戻運動費の公費支出と、無償で譲受け村の基本財産に編入する旨議決している。

なお、この背景には、山口県における公有林野成立の沿革を特徴づけているものとして、下戻申請にあたり、県側が「国有林野の下戻後における管理方法概準方針」なる内訓により、下戻林野は町村の基本財産に編入すべきことを、条件として指示しているいきさつがある。

(2) 同年村有林野整理委員会を設置し、採草地の範囲、区分等を決定。

(3) 大正8年、火入れや乱採による荒廃が著しいため、村有林野条例を制定して採草地の使用方法等を明確にした。

(4) その後、数次にわたる村有林野の整理に

(4) 今後も採草を必要とする者や、かけ切り地として残置する必要がある場合は、貸付地として取扱いを明確にし、使用料を徴収する。

6. 活用に当たっての問題点

当該土地については、村の基本財産に編入されており、公有林野である点については、疑問をはさむ余地は無いところである。

しかし、その沿革をたどり、また現在の状況に照らしてみると、この旧採草地の有効利用を図ってゆく場合において、いわゆる「旧慣使用林野」と入会権に関連する、若干の疑問点が生じたので、以下に列記してみる。

(1) 国有林野下戻以前における採草利用は入会権に基づくものと考えられるが、この入会権は現在も存続しているとするべきか。

「入会林野等近代化法」の制定以来、「旧慣使用(権)」の解釈については、議論的となっていたが、学説、判例上では、公有林野を集团的に慣習に基づいて使用する権利は「入会権」であるとする考え方が定着しているようである。

当事例においても、下戻当初までは採草入会地として集团的に利用していた事は間違いの無いところであるが、その後の経緯等をたどってみると、次のような点から入会権が既に消滅もしくは極めて稀薄、不明確なものとなっているように見受けられる。

すなわち、

○少なくとも、村条例制定後においては入会権本来の「集団の管理、統制のもとに所有し、使用する」という要素が極めて少なくなり、採草地の範囲、利用者の資格、管理方法等が村条例によって定められ、採草を必要とする者はこれに従って有償で利用している(又はさせてもらっている)という経緯。

○数次にわたる村有林野の整理において、採草地を縮減して直営林地に編入しているが、少

なくとも表面的には「入会権侵害」を理由に異議を申し立てた事実は認められないこと。

○当採草地は、部落有林野を公有林野として統一したものではなく、部落有林野統一の事例に多く見られるような、旧利用者との約束事、条件等を明文化したものは見受けられないこと。

○近年、話し合いにより分収造林契約を締結したものについても、採草地解消を理由に特別の分収化を適用するといった事実はなく、一般の分収造林と同じ取扱いであること。

(2) 仮に入会権は存続しているとした場合

当事例のように共有の性質を有しない入会林野における地盤所有者(村)の立場(権利)とはどのようなものか。

例えば、入会権者は地盤所有者の意向に拘束されることなく、集団の総意によって当該土地を自由に使用(採草行為以外にも)することができるか。

逆に言えば、地盤所有者(村)は、本来の入会権の対象である採草行為以外の利用についてはこれを拒む、あるいは排除する事は可能か。

(3) 入会権は存在しない又は消滅しているとした場合、かつての旧慣使用の目的である採草の必要性、あるいは採草利用許可の効力等は既に失われているとして、一方的に旧慣を廃止(地方自治法第238条の6による議決)して、今後の利用方法を定めることは可能か。

7. 結 び

公有財産である市町村有林野は、本来は市町村民全体の利益、福祉の向上のために活用されるべきものであることは当然である。

村当局も、このような立場から遊休化している村有林野の活用方法を模索しているところであるが、幸い、当事例においては、旧利用者との間に切迫したトラブルの発生といった事実は

ない。

しかし、現在採草が不要になったという事のみをもって旧利用者の意向を全く無視した形での推進は問題があるため、アンケート調査を実施するなど、関係者の意向も尊重しながら、適

切な利用方法を見出すべく努力している。

今回の問題提起により、各位の御意見や、類似事例における解決方法等を教示して頂き、今後の有効利用促進に役立てる事が出来れば幸いです。

入会林野等整備実施状況

市町村	整理前			整理後			整理率			整理率			整理率			整理率			整理率				
	戸数	面積(㎡)	面積(ha)	戸数	面積(㎡)	面積(ha)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%			
																					戸数	面積(㎡)	面積(ha)
北見市	133	4,151	3,950	4,702	337	12,834	57	1.4	79	986	6,718	6,422	12,834	248	53	15	0.4	15	0.4	15	0.4		
紋別市	4	95	503	110	493	10	0.3	95	139	65	505	493	92	0.3	15	0.4	15	0.4	15	0.4	15	0.4	
網走市	12	423	354	192	584	7	0.2	359	61	440	149	584	10	0.3	15	0.4	15	0.4	15	0.4	15	0.4	
稚内市	24	1,598	984	231	1,310	7	0.2	152	662	153	174	35	306	7	0.2	15	0.4	15	0.4	15	0.4	15	0.4
上川町	7	342	62	196	35	10	0.3	271	2	123	271	35	306	7	0.2	15	0.4	15	0.4	15	0.4	15	0.4
中川町	2	116	116	35	306	10	0.3	547	1	1	567	208	774	2	0.06	0.5	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
山越町	4	209	157	225	30	774	1	0.03	1,339	1,339	1,064	2,403	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251
山越町	5	281	251	18	342	5	0.1	239	90	329	18	342	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880
山越町	6	132	132	18	880	1	0.01	291	1	1	291	291	291	291	291	291	291	291	291	291	291	291	291
山越町	3	154	423	211	634	1	0.01	423	1	1	423	423	423	423	423	423	423	423	423	423	423	423	423
山越町	3	111	20	23	5	171	1	0.01	291	1	1	291	291	291	291	291	291	291	291	291	291	291	291
山越町	2	164	164	7	171	1	0.01	164	1	1	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164	164
山越町	5	245	97	229	342	10	0.3	106	1	1	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106	106
山越町	4	114	33	28	4	45	1	0.01	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
山越町	2	110	10	10	4	45	1	0.01	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
山越町	3	105	28	28	10	10	1	0.01	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
山越町	4	270	16	16	60	47	1	0.01	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
山越町	5	302	144	144	308	308	1	0.01	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144
山越町	4	144	6	6	35	22	1	0.01	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
山越町	3	85	70	70	70	70	1	0.01	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
山越町	12	722	750	750	750	750	1	0.01	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750	750

資料：村有林野等近代化法による昭和60年度に認可された事業である。

## <シンポジウム>

司会 矢野達雄（愛媛大学法文学部）  
山上三郎（佐賀県生産森林組合協議会）

### 発言者（発言順）

小味 章秀（高知県林業課）	鵜 敏信（福岡県行橋農林事務所）
神菊 憲一（宮崎県林産課）	八尋 宣子（九州大学農学部）
昭山 匡敦（山口県治山課）	酒井 利幸（大分県九重町）
堺 正紘（九州大学農学部）	松本 正彦（長崎県林務課）
松原 功（山口県椎茸農業協同組合）	増永 保彦（宮崎県東臼杵農林振興局）
吉岡 哲哉（岡山県林政課）	秋吉 賢士（大分県玖珠事務所）
中尾 英俊（西南学院大学法学部）	正岡喜久利（愛媛県入会林野コンサルタント）
黒石 実（長崎県江迎町）	筈箕 毅（福岡県林政課）
姫野 聖剛（熊本県蘇陽町）	坂本 大蔵（愛媛県林政課）
八雲 信夫（鳥取地方振興局）	松尾 忠孝（熊本県林政課）
野上 弘（広島県南原戸主会）	山下 一成（広島県林政課）
井上 俊朗（宮崎県入会林野コンサルタント）	川添 耕治（佐賀県富士町）
那須 恒平（宮崎県入会林野整備組合長）	大原 明伸（鳥取県林務課）
宮ノ前秀明（鹿児島県林業振興課）	小川 明文（大分県林政課）
山口 正郎（高知県梶原町）	小野 征男（島根県林政課）
仲原 秀明（沖縄県林務課）	増田 隆哉（大分県佐伯事務所）

### <はじめに>

司会（矢野） 参加者から寄せられた質問等を見ると、概ね、入会整備前に関する問題と、整備後のそれと分かれる。そこで、まず、前者の問題から討議を進めたい。

### I 入会整備前の諸問題について

#### <小規模入会林野の整備について>

（小味） 小規模入会集団（3haないし10ha）について、整備の意思があるかどうか等の意向調査はされているか。整備の意志があるということであれば、宮崎県はそれを進める方針か。

これらの点を神菊さんにお伺いしたい。

（神菊） この調査のきっかけとなったのは、県議会で県内の入会地の面積や整備の状況について質問が出たためである。したがって、その目的は、どこにどれだけの入会地があるのかという点を把握するところにあった。そのために、整備に関する意向調査は行っていない。もっとも、このような小規模入会集団につき、1件、整備の話を進めている。その他、1件、問い合わせが来ている。今後、このような問い合わせが来たら、積極的に話しを進めるつもりである。

（昭山） 山口県では、約100か所、調査を手

がけたが、その規模は、1地域あたり平均50haとなっている。やはり地元の整備意欲というものは、ある程度、山林の規模とかかわるものではないかと思う。また、林構事業は、5ha以上が対象となっているが、宮崎県では、これほどの程度あったか。

（神菊） これまで9地区、合計47.8haの小規模入会林野を整備したが、そのほとんどは他の地域との抱き合わせによる事業である。また、その中に林構に関するものはない。

#### <小規模林野整備における権利集中>

（堺） 10ha程度の林野について整備を行った場合、1人あたりの面積があまり狭くなると合理的な経営という面で問題があろう。そのため、政策上、一部の者に権利を集中すべきだという場合もありうるだろう。このような例があったら紹介して欲しい。

（神菊） 9地区の小規模整備例のうち、1地区は自力で整備計画書を作成したが、この地区において少数の者に権利の集中があった。

（松原） そのあたりを具体的に聞きたい。

（神菊） これは、宮崎県中部の町における事例だが、面積は約3.2ha、昭和60年に整備を行った。登記は、もと3名の代表名義、44名、および47名の記名共有となっていた。権利者は、35名であったが、この面積と人数では、とても生産森林組合方式は無理だったので、個人分割が行われることになった。しかし、全員に分割すると、1人あたりの面積があまりにも狭くなる一方で、山林経営に意欲をもつ人も多くなかった。そこで、町や宮崎県入会林野整備対策協議会でも検討された結果、35名中、8名に権利が集中した。他の者は、入会権を放棄し（対価支払いの有無については不明）、この8名で整備事業が行われた。

#### <委任登記について>

（吉岡） 委任登記が行われた例はないか。

（神菊） かなりある。ただし、他県では、委任登記だけで整備を行う例があると聞くが、宮崎県では、農地、公民館用地、墓地について委任登記を利用するよう指導している。

（中尾） 委任登記とは、嘱託で行うものか。また、その内容はどのようなものか。

（神菊） 嘱託で行うのは記名共有までであり、委任登記はこれに入らない。結局、土地を多数人で共有登記のままにしておくと、将来、死者が出たりした場合、登記上の手続きが煩雑になるので、代表者に移転登記をしておいた方が合理的だ。その際の登記原因を「委任」とするのが委任登記である。

（中尾） 「委任の終了」とは異なるのか。

（神菊） 「委任の終了」は、たとえば、大字持ち、組持ち名義の土地を整備して記名共有登記を行う際に使われるものだ。「委任」を使うのはその後のことで、多数人が少数の代表者に登記を委任するというやり方だと思う。

（黒石） ある地域で整備中にゴルフ場計画が持ちあがり、その部分が整備計画からはずされることになった。そのため、林野面積が10ha未満となり、権利者数も12名と小規模である。もともと、生産森林組合方式で行く予定であったが、この面積では、税金面などを考えると経営上無理があり、かといって、個人分割してもどうにもならない。結局は、整備後、記名共有名義とするしかないが、今後、死亡者が出たり、あるいは、もとの入会的な経営にもどるおそれなどを考えると、運営面で心配だ。

（神菊） 法人でない団体の不動産資産についての登記方法は、構成員の記名共有、代表者の個人名義、信託、委任による名義などがある。記名共有という方法は、構成員が交替した場合

に問題が出てくる。代表者個人名義の場合、財産が代表者の個人資産と誤解されるおそれがある。信託登記の場合には、信託原簿の作成が必要となる。これに対して、委任登記というのは、一種の代表名義であるが、登記原因が委任と表示されるもので、純然たる代表名義からすると安全である一方、構成員の交替があっても登記事項に影響を及ぼさず、委任名簿を書き替えるだけでよい。被委任者が交替した場合には、委任の終了という登記原因で移転登記を行う。したがって、この委任登記という方法がもっとも合理的であろう。ただし、この方法だと、嘱託による登記が不可能なので、登録免許税や司法書士への報酬などの経費がかかるという短所もある。

#### <離村失権について>

(中尾) 10ha以上の林野をもつ入会集団のうち、離村失権の慣習をもつ集団は約57.3%となっているが、残り約40%の集団は、この慣習をもたないのか。入会権は、地域住民が集団的にもつ権利であるから、一部の者が転出して集団構成員としての地位を失えば、入会権を喪失するのが原則だ。

(神菊) 私も入会権に関しては離村失権が重要な要素だと思う。この調査では、地域外に権利者がいない(もしくは転出者がいない)場合に離村失権の慣習があると判断した。そうでない地域は、かつては離村失権の慣習があったが、一部の者が県外に出たにもかかわらず権利をもっている、あるいは他の地域の者に権利が譲渡された、というものである。

(姫野) 権利には義務が伴うものだ。地域内に在住して義務を果たすことをせず、権利を主張できるものだろうか。

(神菊) 宮崎市郊外地域の転出者に関する代

表例を紹介すると、30数名の権利者のうち、県の内外に「株」をもつ者が4名いるとされている。以前は、この地域でも離村失権がいられたが、これらの者はいずれも登記名義をもっており、登記に対する過度の信頼から、現在、このような扱いを受けているようだ。それでも、県内在住者3名は義務を果たしているとされている。このような地域外在住者の義務の履行の在り方は、様々であろう。

(堺) たとえば、共同造林が行われ、相当の期間、義務を果たしてきた者が離村した場合、無条件で失権するといえるであろうか。伐期が来た時に転出者が配当金を受け取るということもありうるのではないか。すなわち、土地利用の内容によって、失権のしかたに差が出てくるものではないだろうか。

(神菊) 我々の調査の中に、たしかに、立木一代につき転出者に権利を認めている、という地域がみられた。

(中尾) 登記があれば転出者であっても権利を失わないという取扱いが定着してしまっているような場合に、それを入会権と呼ぶのは差し障りがある。もちろん、そのような人がわずかにいたからといって、それで入会としての性格が完全に否定されるわけではないが、すくなくとも、その者は入会権者ではない。問題は、たとえば、個人仕立て山のような場合である。この場合、その個人が転出しても、完全に無権利とならないこともあろう。しかし、ここにいう「権利」とは、あくまで立木の所有権あるいは土地利用権であって、入会権ではない。離村失権で問題になる「権利」とは、入会権そのものだ。かつ、この入会権に関する義務は、原則として、当該地域に在住しなければ果たすことができないものだと思う。

(八雲) 入会整備に関し、権利者から整備実

施の同意書をとったが、そのうちの1名が死亡し、相続人である子(11才)は、親権者がいないため、後見に付されて学園施設に入っている。そのため、離村した形となっているが、集団内部での会費は支払っている。この場合、住民票を部落内に戻して、その子を含めて整備すべきか。

(中尾) 入会権者が死亡前に入会整備に同意したのなら、その子に改めて同意するかどうか、確認をとる必要はない。また、整備計画書で離村失権の慣習をうたっておきながら、部落外の者の名前が出てくると、知事は認可のしようがない。そこで、権利者のうちの1人をその子の代理人として計画を進めるのがよいだろう。

#### <入会林野現況調査と農業センサスとの相違点>

(松原) 入会林野現況調査と農業センサスとの間で異なっている点はあるか。

(神菊) この調査を行う前は、1960年農業センサス林業調査報告しかなかったが、両者には、かなり異なったところがある。農業センサスによると、慣行林という表現であったと思うが、これが、約29000haとなっていたと思う。宮崎県では、昭和61年度までに、134地区、23706haの整備を終えている。そこで、残りは約5000haということになるだろうが、調査によれば、未整備入会林野は、16943haあることがわかった。この点が、もっとも大きい相違点であろう。

(松原) 山口県において、一部の町村で実態調査を行ったところ、やはり1960年センサスとかなり違う結果が出ている。その最大のもの、市町村有地上の入会林野が数字として出てきていないところだと思う。宮崎県におけるセンサスとの相違は、このような点から出てきているのか、それとも、センサスにおける

単なる技術的な問題なのか。

(神菊) 宮崎県では、市町村有林上に入会慣行が確認されている例は少なくない。それが、地上権という形をとっていることもあれば、入会集団と市町村が覚書を取り交わすのみという場合もある。センサスでは、このような林野が入会地として上がってこなかったであろう。

#### <村有入会地に関する事実確認等>

(山上) 国有林の時代に地元民の利用権はあったのか。

(昭山) 史料によれば、国有林編入以前から入会慣行があったことが窺われる。

(松原) 昭山さんの報告について、若干の補足をしておきたい。山口県の部落有林野は、明治初年にいったん国有林に編入された後、明治35年にほとんどが下戻されたという経緯がある。また、明治7年頃、藩有林につき縁故払下げが行われている。前者の下戻林については、農商務省より、市町村の基本財産とすべしという条件が付されていた。しかし、市町村は、下戻のあかつきには、地元部落にその利用を認めるから一応は市町村有とすることに賛成してほしいと申し入れ、その旨の取決めが行われている。その背景には、実は、下戻のための運動費用を各部落が負担していたという事情がある。後に、県から、下戻林野の会分についての報告が求められているが、報告内容は、7割の林野が部落に払下げられるというものであった。しかし、当時はすでに部落有林野統一事業が遂行されており、このような会分が不許可になっている。下戻林11万haのうち、現在は、56000haしか残っていない。ここで特徴的なのは、町村合併の際、財産区をつくらずに農協名義となったものや、場合によっては財団法人などの公益法

人の形をとったものがみられることだ。これらの点が山口県における特徴であろう。

(山上) 従前より入会慣行があったとするなら、村有となった後、村条例により使用料を徴収するというのは妥当だろうか。

(昭山) 地元民の明確な反対があるにもかかわらず使用料を徴収するのは問題であろう。しかし、入会権者がそれに同意して利用を継続したのであれば差し支えないと思う。

(松原) このような村条例は、特異なものではなく、山口県下で一律に設けられたものだ。この条例のもとで、実際に入会利用が行われてきた。もっとも、現実には、町村合併以降、採草等が行われなくなったという例もあるようだ。

(野上) 国有林の下戻運動は、入会集団が中心となって行ったものか。

(昭山) 入会集団が中心となったかどうか、そのあたりの詳細は定かではないが、表向きは、その費用は公費で賄われているものの、これは下戻を受ける際の条件等を考えたひとつの手段だったと思われる。おそらく、実際には、下戻にあたっては、地元入会集団の強い要望があったものと推測される。

(井上) 大正8年の村条例に、目的外使用に対する使用停止などの制裁規定があるが、現在も生きているのか。また、当該林野の利用についての考え方について聞きたい。

(昭山) この条例が施行されてから相当の年月がたっているので、具体的な適用例まではわからない。この条例は、現在、町村合併を控えて、村有林野規則という形に変わっている。もっとも、この規則にしたがって新しく採草地の貸付けを受けた者はない。また、村が有している、採草地の有効利用という考え方については、私も個人的には賛成だ。

(那須) 村による採草地の縮減＝直営林編入

に対し、入会権侵害を理由に異義が出されたことがないということだが、実際に入会権者の抵抗はなかったのか。

(昭山) 村の記録にはそのようなくだりは出てこないの、少なくとも表面的にはなかったといえよう。古老からの聞き取りでもその話を聞かない。実際には、入会権者が村から懐柔されたということがあったかもしれないが、そのあたりの実状までは把握していない。

#### <利用行為の途絶と公有入会権の消滅>

(野上) 入会権の存在が林野の有効利用の妨げとなっているのか。

(昭山) この地域では、とくに入会権が存在するからというわけではないが、かつての採草放牧地などは積極的な利用が少なくなり放置されているのが現状である。ここでは、整備計画はないが、村は、当該林野を村の基本財産として活用したいと考えている。しかし、そのためには、入会権者の合意が必要となってこよう。

(中尾) 採草利用が行われていない土地につき、入会権が消滅したという扱いが村によって行われているのか。

(昭山) 現実に利用されていないということだけでは、入会権が消滅したとはいえないと思うし、実際に消滅したという扱いが村によってとられているわけでもない。しかし、むしろ地元住民において入会権の意識が希薄になっているという事情があり、この点が問題となるところである。

(宮ノ前) 市町村有地上の入会権は、利用行為がなくなれば消滅するような気がするが。

(中尾) 共有の性質を有する入会権の場合は土地の共同所有権であるから、利用がなくなったからといって(民法上の共有に変わる場合は格別)、消滅することがないのは当然である。

これに対して、共有の性質を有しない入会権においては、若干難しい問題であろう。というのは、利用が行われなくなったにもかかわらず入会慣習が存続している場合とはどのような状態であるのか、という点を考える必要があるからだ。しかし、この種の入会権の存否については、基本的にはつぎのようなことがいえると思う。すなわち、入会集団がさしあたってその土地の必要がないので利用していないにすぎないという場合、入会権は存続していると考えられる。これに対して、市町村などの土地所有者が自ら造林して、相当の期間、入会権者の利用を妨げているにもかかわらず、入会権者が何の異義も唱えなかったという場合には、入会権が消滅したといえるのではないか。

(山口) 入会権者が市町村との合意で利用をやめたような場合はどうか。すなわち、採草を目的とした公有地入会において、入会権者の合意のもとに市町村によって造林が行われ、収益が入会権者に分配される予定となっている場合など、立木が伐採されて分収が終了すれば、その土地は、入会権のつかない純然たる公有地とならないか。

(中尾) 立木が伐採された後に、入会権者がなおその土地での採草を必要としているのであれば、採草を目的とした入会権は否定できないであろう。しかし、その必要がないにもかかわらず採草入会権を主張するのは、若干、無理があるように思う。

(仲原) 沖縄においても市町村有林が多いが、公有地での採草行為が途絶えている場合に、旧慣の廃止という形で、地方自治法238条6項、237条2項にもとづき、議会の議決を経て、市町村が独自に利用することはできるか。

(中尾) 「旧慣使用権」は、明治22年町村制のもとでつくられた制度だ。当時の内務省は、

町村制施行後はもはや公有地上には入会権は存在しないという見解をもってしたが、仮にこの立場に立ったとすると、明治22年に町村制が施行されなかった沖縄、奄美大島、対馬、隠岐島には旧慣使用権は存在しないということになる。また、山口県の例のように、下戻されたところは町村制の適用がないはずであるから、その林野は入会地ということになる。戦前は、特定の林野が入会地か旧慣使用地かという点で争われた例が多いが、裁判所は、すべて入会地と認定している。そうすると、「旧慣使用林野」というものの実体に問題が出てくる場所である。ただ、地方自治法と民法の解釈をどうするかという問題を考えるなら、たとえば、公有地入会権者が当該林野を他に処分したり、整備したりする場合に、入会権者の合意のほかに、議会の議決が必要だということになる。なお、入会権の存在しない旧慣使用権というものは、あるとすれば墓地使用権程度のものであろう。

#### <新たな入会権の発生>

(吉岡) 入会集団が新たに山林を購入したが、それに関する集団構成員の義務が明確になっていないという場合、これは入会といえるか。

(中尾) 入会権は新しく設定できないという見解がかつては支配的であったが、非現実的な考え方だと思う。問題は、たとえば、50人の部落で山林を購入した場合、それが50人の個人的な共有財産なのか、それとも、50人からなる入会集団の財産なのかという解釈にある。これが前者であれば、一部の者が当該山林の分割を請求できるということになってしまう。しかし、入会集団でこれを買入れ、その管理下においたというのであれば、基本的にはそれは入会地とみるべきであろう。ただし、その後、当該山林をどのように管理していくかという点につい

ては、新たな集団が決定すればよい性質のものだ。

#### <入会整備の必要性和効果>

(井上) 福岡県の整備計画作成状況はテンポが遅いようだが、その理由と今後の対策について聞きたい。

(鶴) 整備が完了していない地域は、とくに法律上の問題があるために支障をきたしているというわけではない。問題は、地元における担当者の不足にあると思う。行政ももっと協力すべきであろうが、現在の状況では限界がある。今後、さらに地元との連絡を密接にする必要がある。

(堺) 入会慣行がしっかりしているところを重点的に整備するということが、そのような地域は、国土利用上、あるいは林業経営上、整備の必要性は少ないのではないかと。むしろ、権利関係が錯綜し土地の利用がうまくいっていない地域にこそ、入会整備が必要ではないか。

(鶴) たしかに、入会集団がしっかりしているような地域は、あまり整備の必要はないと思う。ただ、行橋事務所管内は、北九州市や中津市などと隣接しているため、人の出入りが激しい地域だ。そのため、将来、慣習が弛緩する可能性がある。したがって、そのあたりは弾力的に考える必要があると思う。

司会(矢野) 八尋さんの報告では、入会のまま残した方がよい場合があるということであるが、整備が必要かどうかの判断基準についてどう考えられるか。

(八尋) 私が調査した事例では、たしかに入会慣行がしっかりしている地域ほど整備がスムーズにいったという傾向がある。また、ある地域の場合、整備によって他部落が有している入会権を話し合いによって解消するきっかけとな

った。しかし、入会地の利用が林業と畜産とに分かれている場合などは、ことさら整備を行って土地ごとに組織を別にするには問題がある。整備の効果があつたという地域は、やはり非農家が多いなど権利関係が複雑であったところだと思ふ。

#### <施業制限地域での生産森林組合設立>

(八雲) 国立公園第2種特別地域内の入会地につき整備計画が出てきているが、施業制限あるにもかかわらず、生産森林組合を設立することができるか。地元では、この周辺を観光開発したいと考えている。

(堺) 施業制限の範囲内で経営をしてもやっていけるというのであれば問題はない。生産森林組合も、今後は、ある程度観光事業が認められるということなので、一般論としては、設立は可能だと思う。もっとも、事業の個々の部分については、いろいろ検討しなければならないだろう。

## II 入会整備後の諸問題について

司会(山上) 整備後の問題については、生産森林組合の運営上に関するものを含めて討議を進めたい。

#### <入会整備と農事組合法人の設立>

(野上) 八尋さんの報告事例中、A部落は、昭和50年、町名義の土地132haにつき農事組合法人を組織しているが、この間の事情について聞きたい。

(八尋) A部落有地は、昭和8年に林野統一により当時の野上村名義となったが、このうちの一部の土地につき、地元住民の入会権が留保された。昭和30年町村合併の際に、それまでの

野上町名義の財産について財産区が設置された。このうち、入会権は、一部、個人分割が行われたほか、残り132haについて入会整備により、農事組合法人が設立された。他の地域において生産森林組合が多く採用されているのに対し、A部落がこの形をとったのは、土地を草地改良、すなわち一種の農地として開発する必要があったからだ。

(野上) 行政の側も農事組合化について積極的であったのか。

(酒井) 採草放牧地につき草地改良を行いたいという地域については、農事組合の方法を推奨した。

#### <林野の観光開発>

(那須) 阿蘇久住飯田地域の林野の観光利用にあたり、土地の処分について、入会権者の理解は、最終的にどのように得られたか。入会集団にとって、土地を売り渡してしまうということは重要な問題だと思う。

(八尋) 入会地の処分(各集団がすべての土地を手放したわけではない)は、たとえば飯田地域では、昭和41年にやまなみハイウェイが開通したのがきっかけだ。これによって入会地の金銭的な評価が始まり、40年代初期にこの地域の入会地処分が多くなった。最近、南阿蘇につき大資本による土地買収、観光開発が計画されていると聞く。このような開発は、土地所有者たる町村が積極的であった。この点、入会集団の意思決定に大きな影響を与えたであろう。その間、地元と自治体の間で売却代金の配分交渉があったが、林地に比べて、採草放牧地の場合、入会権が強いので、取得金も大きい。したがって、取得金の多寡も入会集団の意思決定に影響しているといえよう。また、入会集団内部に無畜農家が増加したというのもその要素であ

ろう。  
(松原) このような観光産業による入会権者の雇用について調査されていないか。

(八尋) 産山村の例だが、2年前から入会地をゴルフ場敷地として貸し付けているケースがある。この事例につき調査を行ったが、20戸のうち4戸がそのゴルフ場に就労している。これは、入会地の貸し付け契約時の条件というわけでもないようだが、たしかに、雇用効果というものではしているようだ。

司会(山上) 鹿児島県での観光産業利用に関する例を聞きたい。

(宮ノ前) 280haの林野をもって組織された、ある生産森林組合は、そのうちの80haをゴルフ場用地として売却したいと考えており、現在、検討中である。若い人々のUターンの場を与えるため、残りの200haの林野に、その収入でレクリエーション施設などを設けるといふ計画がある。

(松本) 長崎県で最近、宅地の整備計画がたてられている。この土地は、借地として利用されており、その資料収入は、当該入会集団の山林の維持管理費に充てられている。このような土地を整備できるか。

(堺) 小石原村における小石原生産森林組合では、整備の時、宅地について問題があった。この土地は村営住宅敷地であったが、整備計画書ではこれを組合事務所として処理した。

(増永) 今後、全国的に観光開発が行われれば、八尋さんの報告の中に出てきた例のような失敗が増えるだろう。行政としては、土地の売却や貸付けなどに関する指導につき、どのような点に注意したらよいか。

(八尋) 観光資本がその地域での開発に乗り出した後、採算が合わないと思たら、撤退するのは早いであろう。したがって、その開発は、

他人まかせにするのではなく、地元の産業とのかかわりあいを考え、その地域の農林業をどのようにするかという問題を含めてリゾート化というものを考えるべきであろう。

(秋吉) 阿久根町において、半年ほど前、東京の企業から観光開発のため、土地を買いいたいという申し入れを受けた。地元は、雇用に対する期待から、30haの土地を売却したが、その後、当該企業の都合で、この計画が中断している。阿蘇地域において、地元民の雇用などはどのような状況か。

(八尋) 前述のように、私の調査20件のうち、4件がゴルフ場へ雇用されているが、その雇用条件は劣悪だ。賃金は、概ね、日雇いの水準であり、パートがほとんどだ。観光資本の導入にあたっては、雇用の有無だけでなく、その条件についてもよく話し合っておくべきであろう。また、お話のように、開発(多くの場合はゴルフ場だが)が中断すると地元へ混乱を招くから、観光資本を導入するには十分に注意する必要があると思う。

(正岡) 昨年の研究会において、福岡県で生産森林組合所有地をスキミング・スクールに対してプール敷地として貸付けている例が報告されたが、その収益はどのように利用されているか。また、八尋さんの報告の中で、入会団がヒュッテをつくって観光利用に供しているという話を聞いたが、これは、集団による直営事業か。

(筈箕) 貸付け料年間84万円がこの生産森林組合に入っているが、その用途については、今、手元に資料がないのでわからない。生産森林組合の収支状況については、県の方で調査をしているので、資料を入手してお知らせしたい。

(八尋) ヒュッテ経営は、まだ計画の段階であり、その詳細はつかめていない。ここは、4

ないし5部落の入会地(町名義)で、主にくぬぎの保安林であるが、それ以外の天然林部分をどのように利用したらよいかという検討の中から出てきたものだ。

#### <生産森林組合の経営に関する問題>

(増永) 法人住民税をはじめとして、生産森林組合の経営に多くの問題がある。これについての各県の対応を聞きたい。

(坂本) 愛媛県で、生産森林組合と部落の会計が分離されずに処理されている例がある。たとえば、部落の会計の中から法人住民税が支払われていたりする。その場合、生産森林組合が部落から借り入れたという形にすべきだが、その点の処理が行われていないために、立木を伐採して収益をあげた場合の所得税対策にも問題が出てくる。

(松尾) 熊本県では生産森林組合方式はとらず、いずれも個人分割が行われている。ただ、それは法人税の問題が理由となっているわけではない。今後、生産森林組合も考えてもよいのではないか、という感じはもっている。

(山下) 広島県では、現在、約110の生産森林組合が設立されているが、納税に窮しているところもあると聞く。住民税につき減免措置をとっている例はないが、捕捉せずに課税してないところもあるようだ。

(川添) 佐賀県富士町は、23の生産森林組合があり、59年度に富士町生産森林組合連絡協議会が設けられた。その発足当時は、各組合に収入がなく経営が苦しかった。そのため、町は、森林撫育資金の供与という形で援助を行った。

(大原) 鳥取県では、94の生産森林組合が設立されている。2年ほど前のこの研究会で、どこかの県で法人税に関して何らかの措置をとられているということを知った。この点を林野庁

に問い合わせたところ、自治省が都道府県の地方課の担当課長会議の時、赤字の場合は、法人住民税を徴収しなくてもよいということを口頭で説明した、との情報を得た。そこで、各市町村にこの点の考慮を求めたところ、2つの町が検討を行った。そのうちの1つは、減免措置がとれなかったが、他の1つは、収入がまったくない場合に申請があれば考慮するという事になった。

(小川) 大分県において、比較的経営が順調なところは、やはり間伐材や椎茸原木の収入が多いというところだ。その他、林齢が若く収入が少ない地域は、たとえば椎茸のほだ場として土地を貸し付けるなどの短期的な現金収入の道を考える必要があると思う。

#### <農林業の利用の振興の必要性>

(小野) 現在の生産森林組合の状況をみると、たしかに観光開発も必要だろう。しかし、狭い地域にゴルフ場を20も30もつくるわけにはいかない。生産森林組合の場合、農林業で立つてゆくというのが本来の姿だと思う。農林業による成功例があったら紹介してほしい。

(八尋) 針葉樹100%というところは、長伐期ゆえに、短期の収入を得ることができない。比較的うまくいっているところでは、椎茸農家と畜産農家が同じ割合だが、林野は、2つの産業が混合した形で利用されている。ただ、農業的利用が主だからといって、林野の利用が順調かという、必ずしもそうではない。たとえば、15戸中、畜産農家が3戸にすぎない場合、ここで畜産開発をやれば、この3戸が倒れたら、すべての負債が集団全体にかぶさってくるなど、問題もある。このような農業的開発の場合にも、一定の投資に対してどの程度の効果があるかという点の判断が必要になると思う。農業的利用

の例としては、産山村が参考になる。ここは、養蚕が盛んなところであるが、ある入会団体では、畜産農家がいなかったため、地力が衰え、養蚕に支障をきたしていた。そこで、放牧場の足りない他の部落に入会地を貸付けて地力の衰えを回復させるという方法をとっている。このような養蚕地域や阿蘇、久住、飯田地域のような畜産地域は農業的利用の振興ということはいやすが、そうでない地域ではむずかしい問題がある。

#### <整備後の林野の経営方式>

(増田) 行橋管内では3つの入会団体を整備し、生産森林組合の設立を計画しているとのことだが、組合方式のメリットはどこにあるか。また、整備後の事業計画について教えて欲しい。大分県佐伯事務所管内でも生産森林組合方式をとっているが、ほとんどが公社造林や公団造林を導入している。地元ではそれに甘んずる傾向があるし、また、森林資源の未成熟のため、収入が乏しいという問題が出ている。そのために、経営の実態は、整備前の共有林の頃とさして変わらない。今後、法人らしい運営を実現するには、どのような指導を行ったらよいか。また、公社や公団等の分収造林は、今後、予算の関係で増える見込みはない。このような分収造林計画がなくなった場合、どのようなメリットを求めて整備計画を進めればよいか。

(鶴) 行橋管内は、必ずしも観光産業の導入が図れる地域ではない。したがって、やはり林業の振興を図る必要がある。そこで、檜の産地化、銘柄化を目指し、優良材の生産地として立つて行かなければならないと考えている。未成熟の資源しか持たない地域については、短期的な収入の道を模索している。福岡県は、筈生産高が年間4万トンと全国一を誇っているが、わ



れわれも試験的にその生産を行っており、雑木山を竹林化して、少しでも収入が得られるようにしたいと思っている。なお、行橋管内で生産森林組合方式をとったのは、整備前、入会権者数が1地域で100数十名という状況であり、地元では、個人分割を求める声もあったが、結局は分割が不可能であったためだ。おそらく、個人による経営では、現在の優良材生産方針を立てることは難しかったのではないかと思う。また、林業の基盤である林道密度を高めるなど、基盤整備を充実してコストを引き下げるためには、個人的小規模経営に任せるより、組織的な山林経営の方を選択すべきだと思う。

(昭山) 入会地が整備によって個人分割された場合などは、行政がその後の状況をつかみにくいという傾向がある。あるいは、山口県の場合、入会整備担当部署とその後の生産森林組合の経営担当部署が異なっているため、入会担当者が整備後の利用状況を把握していない面がある。整備後の利用状況(とくに個人分割)について、入会林野担当の立場からフォローする機会があったか。また、今後はどうか。

(鷗) われわれも、整備後の状況を100%把握しているわけではない。今回の発表についても、地元市町村の担当者や現地の方々の協力に負うところが多い。個人分割が行われた地域の場合、林業振興地域の指定、あるいは、各種の補助事業の導入があったため、完全に把握しているとはいえないが、優良材生産という方針の上で状況把握に努めている。

(昭山) 熊本県でも個人分割が多いということだが、状況はどうか。

(松尾) 熊本県の場合、整備は球磨地区に集中しており、また、そのほとんどが個人分割である。この地域は、林業でなければ生きていけないようなところであり、ひとりあたりの面積は10haあるいは20ha、場合によっては200haというように大規模である。そのため、林業生産として十分に成り立ち、公社造林などに出した残りを自力造林するという意欲もある。

司会(山上) 残念ながら時間が来たので終了したい。報告者の興味深い問題提起と参加者の熱心な討議によって有意義なシンポジウムになった。深く感謝する。



## <大会記事>

西日本入会林野研究会第13回大会は、昭和62年9月9日～11日に福岡県朝倉郡杷木町原鶴温泉において145名の会員その他の参加を得て開催された。また、地元福岡県内の入会林野や生産森林組合等の関係者の方々も多数参加され盛会であった。

林野庁の芳田森林組合課長、福岡県の西村水産林務部次長および地元杷木町の熊谷町長には、御多忙中にもかかわらず御出席をいただき御挨拶並びに御講演をいただいた。

なお、大会期間中の日程は次のとおりであった。

### ◎ 第13回大会次第

9月9日 於原鶴温泉泰泉閣

#### ※ 運営委員会

- ① 会務報告及び会計報告の検討
- ② 入会林野研究会全国大会について
- ③ 役員交代について

#### ※ 幹事会

- ① 運営委員会の報告
- ② 会費の徴収について

9月10日 9時開会

総司会 福岡県林政課 菅箕 毅

1. 挨拶 西日本入会林野研究会  
代表委員 中尾 英俊
- 挨拶 福岡県水産林務部次長  
西村 素行
- 挨拶 福岡県杷木町長 熊谷 昭巳

#### 1. 問題提起

- ① 鷗 敏信(福岡県行橋農林事務所)
- ② 神菊憲一(宮崎県林産課)
- ③ 八尋宣子(九州大学農学部)
- ④ 昭山匡敦(山口県治山課)

1. 特別講演 『入会林野整備をめぐる状況』  
林野庁森林組合課長 芳田 誠一

#### 1. 研究会総会

議長 正岡 喜久利(愛媛大学)  
(中食)

#### 1. シンポジウム

司会 矢野 達雄(愛媛大学)  
山上 三郎(佐賀県生産森林組合協議会)

#### 1. 謝辞 新田 政丸(広島県湯来町)

9月11日 現地検討会

9時 宿舍出発

小石原生産森林組合における樹園地開発および「行者杉」その他を視察のあと太宰府天満宮、福岡空港を經由して博多駅前にて解散。

### ◎ 総会

午後のシンポジウムに先だって総会が開かれ、正岡喜久利氏(愛媛大学)の議長によって議事が進められた。会務報告及び会計報告が提案され、承認されたあと、次回の第14回研究大会は入会林野研究会全国大会が開催されるため、再来年(昭和64年)に延期し、開催予定地を山口県とすることなどが決定された。それぞれの内容は次のとおりである。

#### 1. 会務報告

##### (1) 活動日誌

(昭和61年)

9月10～12日 第12回大会(岡山県岡山市 118人)

(昭和62年)

1月14日 3入会林野研究会合同大会  
(案)について協議(書面)

4月20日 第13回大会の打ち合わせ  
(於九大農学部)

6月11日 同上 (於同上)

6月30日 中日本及び東日本入会林野研究会会報(中日本第8号、東

日本第7号)を受信

7月6日 第13回大会の案内状を発信

7月6日 会員の確任及び会費の徴収並びに入会林野等担当者名簿について提出依頼(各県幹事)

7月6日 中日本及び東日本入会林野研究会会報を運営委員及び監事に送付

7月10日 3入会研究会代表者会議(入会林野研究会全国大会について、於東京)

8月11日 会報第12号を発送

8月18日 第13回大会会場及び現地視察地を下見

8月31日 監事会(於九大農学部)

(2) 会計報告及び会計監査報告

別紙のとおり

2. 審議事項

(1) 来年度以降の開催予定

① 昭和63年について

岐阜県内に於いて開催することが予定されている『入会林野全国大会』に参加し、西日本入会林野研究会の第14回大会は延期する。

注:入会林野全国大会について

ア 期日 昭和63年8月31日~9月1日

イ 場所 岐阜市「ホテル十八楼」

ウ 会費 28,000円(2泊3日)

エ 規模 総数300名程度(西日本100名程度、但し人数制限無し)

オ シンポジウム(第1日目)

座長 半田良一 武井正臣

基調講演 中尾英俊 森 巖夫

パネラー 黒木三郎(中日本)

松原邦明(東日本)

堺 正紘(西日本)

長尾一雄(生森組合長)

芳田誠一(林野庁森林組合課長)

カ 中部未来博見学(第2日目)

② 昭和64年について

第14回大会を山口県内で開催の予定で準備を進める。

(2) 役員を選考(運営委員、監事)

○市町村関係

佐藤 英男(熊本県南小国町)…… 留任

酒井 利幸(大分県九重町)…… 留任

青木 光夫(高知県梶原町)…… 留任

山下 進(福岡県杷木町)…… 留任

白川 義雄(福岡県築城町)…… 新任

○県 関 係

吉岡 哲哉(岡山県林政課)

…… 昭山 匡敦(山口県治山課)

小味 章次(高知県林業課)…… 留任

江崎 浩二(福岡県林政課)

…… 檜崎 正雄(福岡県林政課)

神菊 憲一(宮崎県林産課)…… 留任

諸岡 哲夫(佐賀県林務課)

…… 馬場 彰(佐賀県林務課)

○大 学 関 係

矢野 達雄(愛媛大学法文学部)…… 留任

北川 泉(島根大学農学部)…… 留任

中尾 英俊(西南学院大学法学部)…… 留任

堺 正紘(九州大学農学部)…… 留任

○監 事

松原 功(山口県コンサルタント)

…… 留任

山上 三郎(佐賀県生森協)…… 留任

西日本入会林野研究会第12期会計報告

(自 昭和61年9月1日 至 昭和62年8月31日)

項 目	前 期	今 期	摘 要
1. 前期繰り越し	21,737	5,706	
2. 会 費	158,500	245,500	491人
3. 大会参加費	236,000	405,000	135人
4. そ の 他	5,199	4,313	利子、会報7冊
収 入 合 計	421,436	660,519	
1. 会 報 費	190,000	206,000	印刷費110,000
2. 会 場 係 旅 費	112,000	144,000	3人
3. 連 絡 旅 費	8,900	3,000	運賃1人分
4. 運 営 委 員 会 費	0	0	
5. 通 信 費	15,430	14,360	切手、封筒
6. 監 事 会 費	28,500	35,000	
7. 謝 金	20,000	52,000	アルバイト5人
8. 事 務 局 費	40,900	42,000	九大林政
支 出 合 計	415,730	496,360	
次 期 繰 り 越 し	5,706	164,159	

昭和62年9月10日

西日本入会林野研究会 代表委員 中尾 英俊

会 計 監 査 報 告

第12期の会計会理は適正になされ、何ら異常のなかったことを認めます。

監 事 松 原 功

同 上 山 上 三 郎



